

令和7年

決算特別委員会

令和7年 9月16日 開会
令和7年 9月16日 閉会

西川町議会

令和7年西川町決算特別委員会会議録目次

第6号（9月16日）

○日程	1
○出席委員	2
○欠席委員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開議の宣告	3
○付託案件の審査・採決	3
○閉会の宣告	30

令和 7 年 9 月 1 6 日

令和7年西川町決算特別委員会

議 事 日 程 (第6号)

令和7年9月16日(火) 午前9時30分開議

日程第 1 付託案件の審査

日程第 2 付託案件の採決

出席委員（8名）

1番	佐藤大	委員	2番	飯野幹夫	委員
4番	荒木俊夫	委員	5番	佐藤仁	委員
6番	佐藤光康	委員	7番	大泉奈美	委員
8番	佐藤耕二	委員	10番	菅野邦比克	委員

欠席委員（1名）

9番 古澤俊一 委員

説明のため出席した者

町長	菅野大志	君	副町長	内藤翔吾	君
教育長	前田雅孝	君	総務課長	荒木真也	君
企画財政課長 兼 つなぐ課長	松田淳一郎	君	町民税務課長	吉見政俊	君
健康福祉課長	石川朋弘	君	みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡邊永悠	君
観光課長 兼 かせぐ課長	柴田知弘	君	建設水道課長	大泉健	君
病院事務長	土田里香	君	まなぶ課長	設楽友弘	君
会計管理者 兼 会計室長	松田一弘	君	監査委員	古沢美代子	君

事務局職員出席者

議会事務局長	工藤誠	君	専門員兼 議事係長	飯野勇	君
--------	-----	---	--------------	-----	---

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○佐藤委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は定足数に達しておりますので、決算特別委員会を開きます。

なお、9番、古澤俊一委員から会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

◎付託案件の審査・採決

○佐藤委員長 ここで、本委員会に付託されました認定第1号 令和6年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第10号 令和6年度西川町農業集落排水事業会計決算の認定まで審査・採決を行います。審査・採決は会計ごとに行います。

なお、9月8日、10日、11日並びに12日の決算特別委員会で会計ごとに担当課長から詳細説明を受けましたので、この場での説明を省略いたします。

◎認定第1号の質疑・採決

○佐藤委員長 最初に、認定第1号 令和6年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。

審査の方法としまして、歳出から順次審査いたします。

審査に入る前に、ご理解とご協力をお願いいたします。質疑については、さきの議会運営委員会決定のとおり、審査区分ごとに1人1回で再々質問までとし、討論は省略いたします。

なお、これまでの特別委員会で質問した事項と重複する質問はなるべくしないようお願いいたします。

また、質問される委員は、あらかじめ決算書、補足説明書などのページ等を示し、要点を整理の上、簡潔に質問されることを望みます。スムーズな審査にご協力をお願いいたします。

また、答弁に当たられる幹部職員のほか担当職員の議場への出入りを認めておりますので、

ご了承願います。

それでは、一般会計歳出、第1款議会費、第2款総務費について質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で第1款……

6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 2款総務費、歳出で、委員長、いいわけですね。

○佐藤委員長 はい。

○6番（佐藤光康委員） 2点質問します。

決算書27ページで、2款1項5目で企画費の中の18番負担金のところですが。この中に、下のほうですけれども、高齢者等の共助DXの推進事業負担金3,324万が入っています。これ令和6年度の予算では高齢者等の共助DX推進事業負担金1,589万、それから、もう一つあるんです、DXによる生涯学習健康寿命の延伸事業負担金2,823万という。私、一般質問しましたけれども、健康寿命の延伸事業、これだと思わすけれども、令和6年度にこの負担金が2,823万が入っていると。だけれども、決算にはこれがないのですね。これはもうやらなかったのかどうか、やったのかどうかお聞きします。

あと、もう一点ですけれども、西川ファン創出推進協議会9,312万になっています。決算説明では、つなぐ課で7,575万が出ていると。それから、ずっと決算説明を見ましたけれども、観光課かせぐ課で仙台向け運営費負担金が90万出ていると。合わせて7,665万にしかないのです、この決算書の9,312万という、決算説明にない金額はどこに使われたのかお聞きしたいです。

以上です。

○佐藤委員長 光康委員、決算資料27ページというのは何からなんですか。

決算書ですか。

○6番（佐藤光康委員） 決算書。

○佐藤委員長 本冊のほうですね。

○6番（佐藤光康委員） 本冊です。決算書です。

○佐藤委員長 松田つなぐ課長。

○松田企画財政課長兼つなぐ課長 ただいまの佐藤光康委員のご質問にお答えしますが、ちょっと確認なんですけれども、1点目の高齢者の健康寿命延伸という項目については、決算書

ではないですね。6年度の当初予算の中でも、先日A Iの部分についての予算というのは、そこには計上していないですね。なので、今回決算のほうにも出てきていないということになっておりますけれども、似たような事業の名前のものがあつたかと思ひますけれども、先日の一般質問であつたチャットボツトの關係の負担金というのは、当初予算から計上はしてゐなかつたものなので、今回も出てゐないということになります。

2点目の西川ファン協議會に關しては、先ほど7,500万ほどの負担金をつなぐ課の部分と申すことでご説明させていただきました。加えて、決算特別委員會の際の決算説明資料の中の2ページ、副業人材及び外部人材登用事業と申すこと、地域活性化起業者の中の事業で、負担金と申すこと1,500万ほど払つてゐるものはあります。

もう一点は、決算資料の7ページになります、つなぐ課の分の。集落支援員経費の中の部分にも220万ほど、ファン創出推進協議會の負担金と申すので計上してゐるところです。合わせますと9,000万という計算になるかと思つております。

まず以上です。

○佐藤委員長 6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 予算書本冊の中に、1点目です、DXによる生涯学習健康寿命の延伸事業負担金2,823万があるんです。多分ご覧になれば分かると思ひますけれども、総務費の企画費、2款1項5目には多分あると思ひますね。それは上がつてゐましたけれども、何をしようとしたのか。結局、何でこれを削つたのかお聞きします。

2点目は分かりました。

○佐藤委員長 内藤副町長。

○内藤副町長 失礼いたしました。

こちら予算書に入つてゐるのは、決算書の中でいいますとファンから移住へ！西川みんなのみらい創造協議會負担金と申すこと1,814万8,577円ございまして、先日、決算特別委員會の中で説明した、2枚もののこちらの中に事業費は含まれてゐるというふうにご理解いただければと思ひます。

○佐藤委員長 佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） だと、一応予算書では、さっきの企画費の中にあつたDXによる生涯学習健康寿命の延伸事業負担金は、別のところで、今、言つた創造協議會で使われましてということだということだと思ひますけれども、これ中身はどういうことをやろうとしたのか……

○佐藤委員長 内藤副町長。

○内藤副町長 ありがとうございます。

こちら先日、決算特別委員会の中のほうでもご説明させていただきましたけれども、当初予算のときには、国の補助金の1次募集を獲得するために、健康寿命延伸に向けたという形で健康長寿向けの事業として申請したところ、不採択となったという経緯がございまして、そこから、内閣府のご指摘を踏まえて、関係人口を取り込むような形で申請したほうがよいということでしたので、8月に再度、関係人口を取り込む形で申請をした結果が、先日ご説明した2枚もののこちらの資料になってございまして、関係人口の事業構築するに当たりまして、ちょっと事業内容、これ、中での入替えだけは生じていまして、中身としてはこちらで全てというふうなところでご理解いただきたいと思います。

○佐藤委員長 ほかにありますか。

[発言する者なし]

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で第1款議会費、第2款総務費の質疑を終結します。

それでは、次に、第3款民生費、第4款衛生費、第5款労働費について質疑を行います。質疑ありますか。

1番、佐藤大委員。

○1番（佐藤 大委員） 2点ほどお伺いをいたします。

健康福祉課、説明資料8ページ、3款1項2目、決算書では33ページになります。

老人福祉センター運営補助であります。

社会福祉協議会へ補正予算で900万円を計上し、268万円の執行でした。予算に対して、3分の1ほどで済んだのはどうしてなのか。人件費を集落支援員という形で使ったことによる削減なのか、その辺ちょっとお聞きいたします。

あともう一点です。同じく健康福祉課、説明資料7ページ、3款1項2目、決算書33ページ、高齢者安心生活環境構築事業400万円の執行でした。ボランティアコーディネート事業は社会福祉協議会が行った事業との説明でしたが、社協に補助金が入っています。この事業は、社協からの提案があって実施した事業なののでしょうか、それとも、町からの依頼で実行した事業なののでしょうか。令和5年度の決算では、この事業項目は見当たりませんでした。前年度も実行していて、社協への補助金であります老人福祉センター運営補助金に含まれていたのでしょうか、その辺あたりをお聞きいたします。

○佐藤委員長 答弁は石川健康福祉課長。

○石川健康福祉課長 ご質問ありがとうございます。

最初の1点目ですけれども、老人福祉センターへの補助金ですけれども、当初の予算ではなく補正予算からということで、こちらにつきましては、既にご案内のとおり、町の方への譲渡というところがございますので、そこまでの費用ということで補正予算の中で計上いたしましたけれども、実際に支出した部分については決算書のとおりというふうな内容でございます。

もう一点の高齢者のコーディネーター事業につきましては、社会福祉協議会のほうへの補助金というふうな内容ですけれども、社会福祉協議会が行うということで、町がそこを後押しして支えるというふうな内容で補助金のほうを支出しております。大変申し訳ございませんが、R5年度については、ちょっと手持ちの資料がなくて、こういった形での支出があったかというのは今現在回答することはできません。

以上です。

○佐藤委員長 1番、佐藤大委員。

○1番（佐藤 大委員） 令和5年度は、社会福祉協議会へ老人福祉センター運営補助は、予算額が1,000万円に対して決算額は920万円でした。令和6年度は、当初、社協へは補助金は出さない、人件費は集落支援員の形で町から助成しますよと、そういうお話でした。その後、海味温泉のほうの経営ができないということで、閉めますよというような話が社協のほうから出ましたけれども、その後、800万円を貸し付けて解決したんだというような話が最初、当初ありました。決算書を見るに900万円の補助金を出しています。前年度の執行額に見合った額ということで、大体920万だったんで、900万円の補正で予算をつけたのかなと思いましたが、貸付けでなくて補助金という形になったのか、その辺教えていただきたいと思えます。

○佐藤委員長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 お答えいたします。

確かに委員ご指摘のとおり、老人福祉センターの運営については、補正で貸付金を一旦計上しましたが、社協とのやり取りで、しっかり運営していくというようになりましたので、貸付金を補助金に組み替えて、やったというような経過でございますので、よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 1番、佐藤大委員。

○1番（佐藤 大委員） 去年はいろいろ問題がありましたけれども、町に今度移管されまし

て町のほうで管理するということで、海味温泉のほうも、まずうまく経営していただけるのではないのかなと期待しております。分かりました。ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で第3款民生費、第4款衛生費、第5款労働費の質疑を終結いたします。

次に、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費について質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、佐藤大委員。

○1番（佐藤 大委員） 7款はいいんですね。

○佐藤委員長 はい。6、7、8です。

○1番（佐藤 大委員） 分かりました。

観光課、かせぐ課の補足説明資料5ページです。7款1項2目、決算書では42から43ページになります。

ブレッジャー対応型拠点づくり事業であります。当初備品購入費に330万円の予算を上げておりましたけれども、最終的には執行されなかったようであります。これはどういうものを買おうと思っていたんだけれども、買わなくてもよくなったとか、そういう内容がありましたらばお教えてください。

○佐藤委員長 柴田かせぐ課観光課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 ご質問いただきまして、ありがとうございます。

備品購入費につきましては、当初什器類とかを当然購入をしたいということで予算計上しておりましたけれども、全て工事請負費の中で対応をさせていただいたという形でございます。よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 1番、佐藤大委員。

○1番（佐藤 大委員） 分かりました。工事請負費の中で賄えたということで、了解でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

8番、佐藤耕二委員。

○8番（佐藤耕二委員） 2点ほど質問いたします。

まず、6款1項4目、観光課かせぐ課の説明資料でいきますと2ページになります。

農村漁村振興交付金事業ということですが、これ先日の決算委員会では、柴田課長から詳細な説明を受けております。その内容を繰り返しますと、西川町山菜王国推進協議会は、4年度600万、5年度350万、6年度100万、合計1,050万の交付金事業であるということです。事業内容は、後継者のいない園地の借用、また活用、山菜の流通の促進などということです。借用園地は、初年度は小山とか月岡、岩根沢、6年度は、小山、月岡、睦合、沼山、綱取ということですが、6年度で最終年度を終えたわけですね。これらの借用した園地、今後は誰が引き継いでいくのか、また、その予算はどこから出るのか教えていただければなというふうに思います。

それから、もう一点ですが、8款4項3目、まなぶ課になりますかね、説明資料2ページになります。

寒河江ダムに関係に要する経費なんですけれども、先ほど決算委員会でも佐藤大委員から質問があつて、湖月山荘の電気代という話がありました。私も活用について質問しましたが、カヌーレーンの収納場所等にしていくかどうか、関係課と協議していくというような答弁をいただいております。

そこで、町長にお聞きしたいと思いますけれども、今後の湖月山荘の活用について、どのように考えているかお聞きしたいというふうに思います。

○佐藤委員長 まず1点目の答弁をお願いいたします。

渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えさせていただきます。

令和6年度までで農村漁村振興交付金のほうが切れますけれども、その後の山菜園地の管理につきましては、西川町総合開発のほうで継続するということになっております。今後のお金の出し方については、この3年間の実証期間を経て収益化が可能かどうかについて実証したと、そういう性質のものでありますので、基本的には、この農村漁村振興交付金からお金を支出することはありません。

○佐藤委員長 2点目は今後の湖月山荘の件ということですが、答えられる範囲内で答弁のほうをお願いします。

菅野町長。

○菅野町長 今回、決算の議会ということで、今、電気料のほうをお支払いしていると思います。

今後の湖月山荘の使い方に関しましては、壊すのもお金がかかりますし、また、使ってい

ただける業者もいらっしゃらないということで、未定です。

○佐藤委員長 8番、佐藤耕二委員。

○8番（佐藤耕二委員） 農村漁村の交付金ですけれども、今、渡邊課長から話がありまして、総合開発のほうで引き継いでいくんだというお話がありました。予算は、当然今度は交付金がないわけですから、どうやっていくのかというのは、今回は、今、お話があったように、決算委員会かもしれませんけれども、100万円の出費をして最終年度だということを捉えまして質問させていただきました。

これ私も山菜の園地に何か所か行ってみましたけれども、3年が終わったからそのままという、非常にこれから先、問題かなと思いますので、ぜひ継続していかないといけないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、2点目の湖月山荘ですけれども、当然これも決算委員会だということは十分承知しながらお話ししております。

なかなか機会がないので、ちょっといい機会かなと思ってお話しさせていただくんですけども、この湖月山荘は、あそこは借地になっているんだそうですね。借地になっていて、どこから、じゃ借りているかという月山神社、下のほうにありますけれども、月山神社の借地であるというようなことで、月山神社というのは、あそこの湖底に沈んだ二ツ掛あるいは砂子関、この集落の人たちが、ここに来たときに休憩できるようなということで条件があったということなんですね。当然、今、そういうことはできないわけで、月山神社のほうから早く結論を出してほしいと。借地ならば、借地ならばというか、借地なので返していただくのか、それとも、借地料を払ってくれとまでは言わなかったですけども、何か早く結論を出してほしいという話があったんで、いい機会かなと思って述べさせていただきました。

借地の問題は前のことなんで、なかなか、どこまで把握しているかということですけども、そういうことがあるんで、ぜひ早く何か解決のめどを立てていただきたいということで質問させていただきました。

○佐藤委員長 答弁はよろしいですか、佐藤耕二委員。

〔発言する者あり〕

○佐藤委員長 湖月山荘についてですが、委員長から一言言わせていただきます。

決算はあくまでも決算ですが、決算を基に今後どうするかというのも大事な一つの決算委員会の役目ですので、執行部のほうは、できるだけ答えられる範囲内で答えていただければ

など。ただし、決算は決算ということで割り切られると、ちょっと前に進まない場合もありますので、そこら辺を十分加味して答えられる範囲内で答弁をお願いできればなというふうに思います。

これに関して執行部のほうの答弁はありますか。

〔発言する者なし〕

○佐藤委員長 ちょっとないということですが、そういう意味も含めてですので、今後湖月山荘に関していろいろ検討していただいて。ないということですので、すみません、佐藤耕二委員、そういうことで答弁はないということですので、ご了承願いたいというふうに思います。

ほかにありませんか。

6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 決算書の40ページ、本冊です。

6款1項1目農業振興費になると思いますけれども、地域おこし協力隊のお話を説明でお聞きしました。稲作の関係、米作りの関係ですね。今、町内で米、稲作をやっている方は、本当に高齢化してしまっていて、皆さん本当に心配されている方が増えています。

令和6年度のいろんな地域おこしも含めて、米、稲作の後継者、担い手の育成あたりはどのようなふうに使われたのか、何かそういう育成に関する支援の中身というのはあるんでしょうか。

あともう一つ、あともう一点です。

本冊の46ページで、8款3項1目住宅管理費になると思います。町営住宅でクーラーがどのくらい入っていますかとお聞きしました。みどり住宅以外はない、設置はしていない、自分でクーラーを設置してやるんだという話でした。みどり住宅以外にも、高校生以下の子どもさんが入っている方がおられます。みどり住宅の方は子育て支援はあるんだけど、ほかの町営住宅に入っている方は子育て支援はないというのが今の状況だと思いますけれども、その理由をお聞かせください。

○佐藤委員長 1点目、渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えします。

稲作の後継者についてでございますけれども、西川町としては、稲作に特化した形で担い手を募集しているということにはございません。品目を絞らないような形で、広く担い手を集めているといった状況でございます。

○佐藤委員長 2点目はどなたでしょうか。

大泉建設課長。

○大泉建設水道課長 2点目のクーラーの関係でございますけれども、みどり団地のほうは、まず若者のほうでということしております。その分、家賃のほうに跳ね返っております。クーラーの代金が家賃のほうにも反映をしております。

以上です。

○佐藤委員長 追加答弁、荒木総務課長。

○荒木総務課長 補足いたします。

みどり団地、役場の南側の住宅団地は、平成14年度ぐらいから、町に定住する若者が住むように、人口のダムの様な感じで進めてきました。ですので、家を建てるのに100万円とか、そういった支援もして、若者世代をそこに定住させようということで町が施策を打ってきたところです。それ以前の扇田団地でありますとか、そういったところのアパートは、そういった考えがございませんでしたので、当然若者向けのいろんな機器設備というものはございませんでしたので、役場南側に若者に住んでいただきたいというような施策を打って以降、それに見合った設備を完備してきたという経過があるというように承知しております。よろしくお願いたします。

○佐藤委員長 6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 稲作、米作りの後継者が高齢化している、先日も地元新聞の社説にも出ていましたけれども、というふうに深刻な状況だと思えます。そこら辺どういうふう認識しておられるのかをお聞きします。

それから、もう一点、子育て支援のことです。定住促進住宅には子育て支援はある、けれども、町営住宅にはないということで、例えば、町営住宅は全て電灯なんかも自前で準備してということになっているようです。子育て支援が何でみどり住宅だけに限定されるのか、その理由が分かりませんでしたので、もう一回お願いします。

○佐藤委員長 1点目は、渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 我々としても、後継者不足は深刻な問題であると認識しております。

○佐藤委員長 2点目の答弁は。

荒木総務課長。

○荒木総務課長 町営住宅、アパートを建設するときに設置条例というものを設けて、町営ア

パート、住宅をこれまで建設してきました。そのときにも、若者が入るといふようなところを意識した条例のつくりになっているかと思ひます。ですので、みどり住宅団地にそういった町営住宅があったといふこと、そういった経過があるといふことでご承知おき願ひたいといふように思ひます。ただ、ほかの扇田団地の住宅でありますとか、それ以前の住宅は、住んでいる方もいらっしゃいますので、その方々がどういふ方々かといふことも加味しながら施策を打っていくべきかなといふようには思ひますので、過去の経緯からすれば、そういった歴史があったといふことでご認識いただければと思ひます。

○佐藤委員長 6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 農業の稲作の後継者は認識しているといふことですので、ぜひ、これからの政策にしっかりと願ひします。

それから、もう一点の子育て支援ですけれども、例えば、子育てで、子どもさんがいてみどり住宅に入りたいんだけど、たまたま空いていなかったといふことで、別の町営住宅に入ったといふ方もおられるわけです。そういった方は、たまたまのせいで結局、例えば、みどり住宅B棟、3LDKで4万1,000円です。例えば、せせらぎ団地、同じ3LDKで5万3,000円から6万円です、これだけ違ふと、みどり住宅とは。そこで、みどり住宅以外に入った場合にはクーラーも自分で設置、そして、蛍光灯も自分でつける、そして、さらにみどり住宅よりも1万から2万ぐらい高い。たまたまみどり住宅が子どもがいるのに空いてなくて、仕方なく町営住宅に入った。その方に何で子育て支援をしてあげないのかといふ、非常に何か優しくないんじゃないですかね。ですから、子育て支援は町長がやりましようといふことで頑張つてやってくださつた。当然、同じ子育て、子どもを町内で頑張つて町営住宅で育てているわけですから、町長、それは町営住宅で、もし子どもさんがいたら、同じ条件ならば支援すべきじゃありませんか。

○佐藤委員長 決算で予算に対する質疑だと思ひますが、大事な点なので、町長が手を挙げましたので、答弁のほうを菅野町長、よろしく願ひします。

菅野町長。

○菅野町長 こういったご質問も、深い議論をするためには、ぜひ一般質問でもお聞きいただければと思ひます。

そういった事例があるといふのは承知しておりませんが、私が承知している範囲内で申し上げると、そういった空いていないんだ、じゃ、違ふところに住みますと。じゃ、空きましたよといふても、なかなか、もうこのままでいいはといふ方しか、私らは見たことが

ないです、この4年間やってきて。また、空いたので引っ越しして戻りますという方は現実的にいっしょらなくて、もう今の部分で住んでみて、このままでいいですよという方しか、私らは把握したことはございません。

しかしながら、そういった町営住宅のほうが、町営住宅の各種条例というのは、町民にとって見づらくなっています。先ほど来、公営住宅と子育て住宅と若者定住住宅、幾つか定義が分かれております。これをせっかくご指摘いただいたので、条例を1本、2本にまとめて、なるべく子育ての方がどんどん減っていったらいいんじゃないかなと思ったら、この条例上は、今、子育てだけだけれども、いずれ高齢者も、なかなか雪下ろしが難しいということで、住宅に目的どおり入れられないというような状況が、ここ昨今、可能性があるなと思っています。ですので、もう少し条例を一本化、二本化にしてまとめていきたいなと。つまり、あまり細かく定義を設けないということで、ご指摘の点を対応していきたいと思っています。

○佐藤委員長 前向きな答弁をありがとうございました。

ほかに質疑ありますか。

追加答弁を大泉建設水道課長。

○大泉建設水道課長 せせらぎ住宅の特定公共賃貸住宅につきましては、ある程度の一定の高所得者層向けということになっておりますので、家賃のほうはその分高くなっております。

○佐藤委員長 ほかに質問ある方いらっしゃいませんか。

[発言する者なし]

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費の質疑を終結いたします。

続きまして、第9款消防費、第10款教育費、第11款災害復旧費について質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 本冊、決算書です。53ページです。10款4項1目だと思うんです。西川みんなのみらい創造協議会のことをここで質問してよろしいですか、委員長。西川みんなのみらい創造協議会……

○佐藤委員長 款項目が合っているのであれば、どうぞ。

○6番（佐藤光康委員） 合っていると思いますので、質問させていただきます。

4点あります。

1点目は、令和6年度決算説明の補足資料、ありますでしょうか。西川みんなのみらい創

造協議会事業内容の詳しい資料を頂きました。ありがとうございました。これでちょっと分からないところを質問させていただきます。

じゃ、ナンバー2番、3番、町スポーツ少年団育成運営委託、3番、町駅伝の選手強化育成委託、これはどこに委託先がなっているのかということが1つ。

それから、9番から13番まで観光協会に委託されたというお話をお聞きしました。観光協会の手数料あたりは入ってこないのかどうかお聞きします。

それから、3点目、あいべの管理を観光協会に委託していますけれども、ナンバー1番にこれが入っているという話でした。リアル交流会等も含めていますので、実際にあいべの管理の委託費は幾らになるのかお聞きします。

それから、4番目です。ナンバー27から36番まで、この委託先はどこになるのでしょうか。

○佐藤委員長 町から協議会に対する内容ですか、それとも、協議会から先の件でしょうか。

そこら辺はつきり、もう一度お願いします。

○6番（佐藤光康委員） 例えば、ナンバー2番ですね。町スポーツ少年団育成運営委託ということで委託したというところで、協議会に委託したということをお願いということですかね。そこから、その……9番から13番までは観光協会に委託したと言いましたから、ぜひそれも、何もまずいことはなかったら丁寧に説明してもいいんじゃないかと思えますけれども。特に協議会の会長は副町長ですので、そこら辺はちゃんと説明してもいいと思えますけれども、いかがですか。

○佐藤委員長 すみません、もう一度。1番から4つ質問あったと思えますけれども、例えば1番の件に関して、どこをお願いしているのかということで、内容はまだ、その先というのは、関係というか、あれですので、もう一度、1番はどういう内容。例えば何番から何番まではどういうふうな質問の内容か、ちょっとすみません、分かるように質問をお願いします。

○6番（佐藤光康委員） 1番があいべの管理を観光協会に委託しているという話ですけど、観光協会に幾らで委託しているのかということです。

それから、9番から13番、そして、27番から36番までは、委託先をここで説明してもらえませんかということです。

○佐藤委員長 協議会からの委託先という意味ですか、お聞きします。町から協議会というのは、4つ協議会があるわけですので、そこからいっている……協議会からどこに幾らで委託されているというのを、そういうことを求めているというような質問なんですか。

佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員）　そういうことになるのかもしれませんが、協議会の会長さんがおられますから、そこらは説明して、当然町民がどこに委託されたり、いきなり“すっだい”が今回総合開発に替わったんだと、とか、何かいきなり、もう来るわけですよ。全く町民はね、あれ、何で町がしないのかとか、いろんなことが、もういろんな事業が、エヌエスケーとか、観光協会にいつていますので、何が何だか分からない状況になっているわけですよ。ですから、町民が利用する立場としても非常に困るということで、そこら辺はきちっと説明していただきたいと思いますけれども、もし決算委員会では駄目だというんだったら、別の機会にぜひきちっと説明をお願いしたいということです。

○佐藤委員長　菅野町長。

○菅野町長　別でご議論も、この前もお話をさせていただいたので、その際にそういったご質問をいただければ、聞き取ったことをお答えできるので、しっかり地方自治法に基づいて、こちらのほうも役割分担して、どこで聞く場があるかというのはお互いに守っていただきたいというお願いでございます。別途ご質問があれば、委員長に設けていただいて、そこでこの前と同じようなご説明をするというのは可能でございます。

また、先ほどあいべの委託の話がありましたけれども、これはたしか大泉奈美委員から委託の話が一般質問でございました。人数が足りないのではないかと、職員を増やすか、それか委託か、そういったことを考えなくてはいけないのではないかとというご指摘を受けまして、昨年度の予算にそのように反映させていただきました。そうすることで、委員の皆様は分かりづらくなっているかもしれませんが、職員の負担は委託によって軽減された、そういう効果もございますので、ご理解いただければと思います。

○佐藤委員長　この、例えばもらったファンから移住へ！皆さん協議会……42まであります。これを、佐藤光康委員の質問は、どこに委託をしたのかというような質問だと思います。ですから、この項目、例えば、先ほど7番から13番というふうにありましたけれども、この協議会からどこに委託をしたのか、そういうことは答えられないというようなことなんでしょうか、もう一度お願いいたします。

ちょっと滞っておりますので、休憩いたします。休憩で、再開時間は後ほど皆さんのほうにご連絡をいたします。ここで休憩します。

休憩　午前10時20分

再開 午前10時40分

○佐藤委員長 休憩を閉じ、再開します。

執行部の方も大変お忙しいところお待たせしまして、大変申し訳ございません。

再開します。

それで、ちょっと今、整理します。佐藤光康委員の質問です。

一覧表を先日頂いたものに関して、番号で言いますと24番から36番までの委託先、協議会がやったのであれば協議会でいいんですけども、協議会からいつている、仕事をしてもらっている委託先はどこですかというのが1つあります。

あと1番目の項目ですけども、あいべさんに対する委託料、あいべの委託料はどうなっていますかというような質問です。

以上2点、整理しましたので、執行部のほうで、それ以外の件は9番から13番とか、前回の質問のときにエヌエスケーさんとか、観光協会とかという話がありましたので、それは分かりました。今、言った番号に関して、委託先はどこになっていますかというような件で整理しましたので、答弁のほうをお願いいたします。

24から36番までの委託先……

〔「ちょっとご質問いいですか」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 今、款項目がいろいろ交ざっているの、何款ですかというのがちょっとありましたので、一応総括のときでいいですか、それとも……総括のときだと答えられますか。

佐藤光康委員に、何款と、款項目ということなんですけれども、もしあれだったら総括とかというふうになりますけれども、どうしますか。

○6番（佐藤光康委員） 要するに、さっきの町の説明、みんなのみらい創造協議会の一つ一つの事業が10款4項1目の社会教育関係だと思って、ここで聞いたんですけども、27ページが、みんなのみらい創造協議会にもお金が入っていますけれども、前、町長が説明なさった補足資料は、これは決算書のどこに書いてあるんですか。そこをちょっと確認したいと思います。

○佐藤委員長 27ページだと総務費になっています。2款1項になっていますので……

委員長采配で総括のときに再度質問をお願いします。

それでは、ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で第9款消防費、第10款教育費、第11款災害復旧費の質疑を終結します。

次に、第12款公債費、第13款諸支出金、第14款予備費について質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で第12款公債費、第13款諸支出金、第14款予備費の質疑を終結します。

これで一般会計歳出の質疑は終了しました。

続きまして、一般会計の歳入について一括質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で一般会計歳入の一括質疑を終結します。

ここで、一般会計歳入歳出決算について総括質疑に入ります。

さきに質問した内容と重複しないようご協力お願いします。

それでは、総括質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 先日、町長が決算説明で行いました西川みんなのみらい創造協議会の事業内容、決算説明補足資料について質問いたします。

先ほども委員長からありましたけれども、24番から36番までは、どこが主として事業をなさったのかお聞きします。

それから、ナンバー1のあいべの管理の委託を行っていますけれども、幾らで行ったのかお聞きします。

○佐藤委員長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えいたします。

24番から26番は西川町総合開発、27番から36は観光協会でございます。

こちらの、あと1番のあいべの件は、基本的には、決算額は794万8,000円でございます。

○佐藤委員長 6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 例えば、15番、高齢者運転免許返納支援があります。これ町で行った金額よりも、委託すれば手数料としてお金が余計にかかると思いますがけれども、この9万3,600円というのは、これは純粋に免許返納支援の金額なのか、それとも、手数料がここに入っているのかどうか。全て委託関係は、皆そうです。実質の金額がいつているのか、手数料

料がここに含まれた決算額になっているのか、それとも、手数料は別のところにあるのかをお聞きします。それが1点です。

もう一つ、あいべの窓口の1室を観光協会が使っています。観光協会は使用料として町に幾ら払っていますでしょうか。

○佐藤委員長 答弁は内藤副町長。

○内藤副町長 委員の質問につきまして、1点目につきまして、私のほうから回答させていただきます。

こちらにつきましては、全てが手数料なしというわけではないんですけれども、これ、例えば9から13番とかはまとめて契約しているところがございますので、その中で一部事業内に手数料も含まれているものというふうなところがございますけれども、手数料が幾らかというところは、これは観光協会様のほうの見積りによるところでしかなくて、内訳までは私どもは承知してございません。

○佐藤委員長 2点目はどなたでしょうか。

設楽まなぶ課長、お願いします。

○設楽まなぶ課長 使用料につきましては頂いておりません。

○佐藤委員長 6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 先ほど副町長の説明で、手数料の金額が分からないという話でした。これ分からないという……ですから、町でやった場合と、どのくらい負担が町として増えているのかということは大きい問題です。ですから、手数料が分からないということは、ちょっと理解できない。ですから、きちっと出してもらえないかどうか、出していただきたいということです。

それから、観光協会が1室あそこを使って、あいべの町有の場所を観光協会が借りて、お金を一切もらっていないというのはちょっと理解ができないんですけれども、なぜなんですか。

○佐藤委員長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 申し上げます。

手数料のほうは、特段、うまく、うまくというか、いろんな、契約一本一本ではなくて、トータルとして見積りとして上がってきたのがこの額なので、そこからなるべく安くしようとしてその額になったのか。

それと、手数料というのは何に対する手数料か不明ですけれども、上がってきた見積りに

関して、私らはお支払いするという、何ぼでも安くというのが私らの公的支出に関する原則でございますので、そこはそれに従っております。

もう一つの委託者に対する事務室の提供を無償で行うかどうか、否かということでございます。理解できないということでございますけれども、いろんな自治体の方にも聞いてみますと、委託管理先、指定管理先に関しては家賃を取っていないという自治体が多くございます。もしくは、取っている自治体というのはどういうことかと申し上げますと、最初から見積書の、仕様書のほうに場所代は幾ら幾ら頂くよというように仕様書に書いて、それが実際の契約金額にオンされて見積りが提出されるというような流れになっております。したがって、西川町は後者を選んでいるということでございます。なぜなら、同種事例があるからでございます。これは、町のほうに今年度から所管になりました、所有になりました老人福祉センターがでございます。ご存じですかね、老人福祉センター。こちらのほうも事務室として使っている団体がございます。シルバー人材センターでございます。こちらも同じように町からシルバー人材センターの運営の委託をしているわけです。そうすると、私ども、観光協会が特別というわけではなくて、シルバー人材センターさんからも賃料は頂かない前提での見積額を頂いて、契約に至っているということでございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑ある方。

8番、佐藤耕二委員。

○8番（佐藤耕二委員） 私からは、地域おこし協力隊と、それから、集落支援員についてお尋ねします。

つなぐ課の説明資料の6ページにあるんですけども、これ各課にまたがることじゃないかなと思って、総括でさせていただきます。

つなぐ課の内容を見ますと、地域おこし協力隊の総額というのは7,416万ということですね。その中に町雇用もありますし、外部委託もあるわけですけども、外部委託は、当初の予算では2名だったんです。決算を見ますと7名になっております。町雇用は8名ですけども、決算では11名、つまり8名の増になっているわけです。私、前もってお断りしておきますけれども、地域おこし協力隊と集落支援員は非常にいい事業だと思いますので、賛成の上での質問だというふうに捉えてください。

それで、この外部委託なんですけれども、外部委託は、外部委託ばかりじゃなくて、地域おこし協力隊の国からの交付金は1人520万というふうにお聞きいたしました。総合開発が5名外部委託いるわけですね。そうしますと全部で2,600万が総合開発にいくんだと思いま

すけれども、それぞれ一人一人の地域おこし協力隊には、それから320万支給されるということです。それ以上になった場合は総合開発からも給与が支払われると、さきの委員会で答弁いただいておりますけれども、その辺を再度お聞きしたいということで、それ以外にも2つ、2者あるわけです。2者も同じような状況なのかお聞きしたいというのが1点目です。

それから、2番目としまして、総合開発あるいは名前を言っていないかどうかですが、森興産、ツキノワ合同会社、この3者に外部委託がいつているわけですが、こういう一般会社に地域おこし協力隊を配置するのが適正なのかどうか、私、その仕組みがよく分かりませんので、それを含めて教えていただきたいというふうに思います。

それから、3点目、協力隊の活用委託料を見ますと決算額は2,660万円になっています。これ7名なので1人当たり380万円の計算になるんですけれども、委託料というのはどのような計算になっているのか、これも教えてください。

それから、4番目、集落支援員です。集落支援員も外部委託があるわけですね。集落支援員の活用委託料が、決算額を見ますと3,814万円、1人当たりが423万なんですね。外部委託を見て、委託先を見てもみますと情報発信支援1名、これ月山朝日観光協会ということです。それから、地域課題解決4名、西川町総合開発、交通弱者支援2名、月山観光タクシー、地域福祉活動支援2名、吉太郎というのかな、デザインと西川町社会福祉協議会それぞれ1名ずつということになっていますよね。これも当初予算では外部委託は7名だったんですけれども、決算では9名になっているわけです。これも別に何ら増えても差し支えないということは分かっていますけれども、その上で、この集落支援員の経費、これも地域おこし協力隊と同じように一般会社にも派遣していくのは適当なのかどうか教えていただきたいのと、1人当たりの委託料を計算しますと423万8,000円になるんですよね。この根拠というか、計算の方法も教えていただければというふうに思います。

○佐藤委員長 答弁は松田つなぐ課長。

○松田企画財政課長兼つなぐ課長 ただいまのご質問の件についてお答えいたします。

1点目、先日、私のほうでお答えさせていただきましたけれども、外部委託は520万円ということになっておりますが、これはあくまでも総務省で定めている地域おこし協力隊の経費として、特別交付税で見られる金額として520万円という考え方があります。ただ、私どもとしては、契約上は上限で契約はしておりますけれども、実際にかかった経費分を実績としてこちらでいただいて、それに基づきまして支払いをしているということでもありますので、520万満額をお支払いしているわけではないということをご理解いただきたいと思います。

ただ、人件費320万円に到達する、それ以上になったという場合につきましては、それぞれの会社のほうで負担をしていただくということでご理解をいただければと思います。

あと2点目、外部委託を一般会社に委託するのはどうかということでもありますけれども、総務省のほうのQ&Aとかをよく見ますと、基本的には会計年度任用職員で雇用することが前提となっておりますけれども、一部委託で認められる部分もあります。それは、町の課題解決に資する内容の業務を各会社のほうでやっていただくということであれば、委託もまずは可能ということで、委託が駄目ということは全く書いてありませんので、委託も可能ということで、まずは今年度まで実施をさせていただいているということになっております。

あとは266万円の内訳ということで、これはそれぞれの会社の金額ですかね。3点目のご質問で、地域おこし協力隊の活用委託料2,660万4,390円というのがありますけれども、これ内訳をお知らせするというのでしょうか。それぞれの会社、総合開発幾ら、ツキノワ幾ら、森興産幾らということで申し上げればいいんですかね。ちょっと今、手元にございませんで、後ほどお答えさせていただければと思います。

あと、もう一点目が集落支援員1人当たり平均428万円ということでもあります。

集落支援員については、485万円というのが総務省で定められている特別交付税措置の額になっております。集落支援員が地域おこし協力隊と違う部分については、人件費と活動経費が区分けされていないというのが集落支援員の取扱いのルールになっております。ですが、こちら地域おこし協力隊と同じように契約自体は満額で行わせていただきますけれども、実際の経費、使った分の実績をいただきましてお支払いするという考え方は一緒ですので、そういった考え方の下、お支払いしているというふうになってございます。内訳については、後ほどご報告させていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○佐藤委員長 8番、佐藤耕二委員。

○8番（佐藤耕二委員） まず最初の質問ですけれども、今、課長のほうからありましたけれども、そうしますと、それぞれの会社では、上乘せ分はそれぞれの会社で支払っていくということだったので、それは分かりました。この疑問を持っている町民の皆さんが大分いらっしゃるんですね。あえて質問させていただきました。

それから、普通の会社ですよ。これ地域おこし協力隊を配置するという事なんですよけれども、これおっしゃっている意味も分かるんですよけれども、課題解決だということ、どういう会社でもいいのかなど。西川町には既存の会社がいっぱいあるわけです。それが、例えば

課題解決だということ、それに該当するのかなんかは、どうなのかなと思います。例えば、例えばということではないんですけども、特に米月山なんかは、我々政策提言もしたんですけども、やはり人員の不足で悩んでいるわけですね。じゃ、そういうことは考えられないのかとかということも含めて、ちょっとお願いしたいというふうに思います。

それから、協力隊の活用委託ですけども、分かりますけれども、これは計算すると1人当たり380万なんですね。380万という数字が、それぞれに320万ずつ交付されるんだよということですけども、その差というのは60万あるわけですので、これは何なのかなと思っていて、そこもお願いしたいなと思います。

集落支援員はね、本当に、決算ではたしか17名でしょうかね、ぐらい集落支援員としてお願いしているということなんで、非常に活用のしがいがある事業だと思います。これなんかも、やはり情報発信とか、地域課題とか、交通弱者、地域福祉というともっとあるのでは、ほかの会社でそういうふうな要請、要望あるいは知られているかどうかは分かりませんが、あってもいいのではないかと。特に福祉活動なんかもあるんじゃないかなというふうに思いますし、あるいは地域課題ということ、やはりこれに該当するところもあるんじゃないかなと思いますので、この選ぶ基準ですよ。観光協会と総合開発と月山観光タクシーと吉太郎デザインと、それから、社会福祉協議会、5つの企業なんですけども、それを選ぶ基準というとおかしいけれども、もっとないのかということも含めまして、なぜこの5者だけだったのかなというようにことなんですけども、お願いしたいというふうに思います。

○佐藤委員長 答弁は企画財政課長兼つなぐ課長の松田課長。

○松田企画財政課長兼つなぐ課長 1点目の質問ですけども、平均すると380万ということでありまして、こちらについては、あくまでも人件費分とそれにプラス活動経費の部分がありますので、そちらの活動経費も含めると平均380万というふうな計算になっております。ですので、人件費満額320万というわけでもなく、途中から協力隊になった人もおりますし、満額320万が人件費、残り60万がという考え方ではなくて、活動経費についても200万まで1年間ですけども、活用することができますし、途中から採用になった方については、その月割りで人件費と活用経費も使えることができますので、そういった絡みもありまして、平均は380万ということの決算になったところであります。

まず1点目は以上です。

○佐藤委員長 2点目は菅野町長、お願いします。

○菅野町長 お答えさせていただきます。

集落支援員に関しましては、佐藤委員の地元の大井沢が積極的に活用いただいている、ありがたいなと思っております。

集落支援員の任務の要件は、国に基づく集落の点検や意見調整でございます。また、役場職員ができないこと、例えばデザインとか、情報発信とか、すぐできないようなスキルを持った方々に意見調整と一緒に、を前提として、そういった職員がすぐにはできなさそうな事業をお願いするというのが基準の一つです。

もう一つは、この事業者が1つしか、公平性の原則が、もちろん議論することになりますけれども、公益性があるかとか、または1つの事業者さんしか、月山観光タクシーさんとかはそれに該当しますが、町内で唯一の交通機関ということで集落支援員に該当すると、合致するというので、国からも確認を得ています。

また、令和6年度は、こういった制度が、もちろん使っているよと、特段国からは制限がなかったものですから、建設クラブのほうにもご要望が実はございました、建設クラブさんです。ただ、建設クラブさんは、どこの事業所に、勤務体系とか、そういった方がまだ折り合いがつかずに、このような話が至らないということで、特段特定業界に対して調整しているということではなくて、建設組合さんとか、もちろん社会福祉協議会にも集落支援員として配置しておりますし、ご要望があった先にそれぞれ個別に対応しているということでございます。

○佐藤委員長 8番、佐藤耕二委員。

○8番（佐藤耕二委員） 大体分かりました。

当然、私も活用の委託料というのは、先ほど言ったように途中で入っている方もいらっしゃるんで、この件かなとは思っていたんですけども、いつ、どのように入ってきているのか、私どもは全然分からない、いつの間にかいるななんていうこともあるんですけども。

それと、先ほど私がちょっと言った、これは今年じゃなくて来年でも結構なんですけれども、米月山の派遣というのは、これから先、考えられないのかどうかということと、それから、この交付は全部特別交付税で来るわけですね。何年前にも質問したことがあったような気がしたんですけども、これ間違いなく交付されてくるのかどうか、何か確認の方法ってあるのかも含めて、ちょっとお願いしたいと思います。

○佐藤委員長 答弁は松田企画財政課長兼つなぐ課長。

○松田企画財政課長兼つなぐ課長 ただいまのご質問ですけれども、先日、11日に私のほうから説明させていただいた内容に、まず今年度までは委託という契約方法で協力隊と集落支援

員のほうは行っていきたいという話をさせていただきました。来年度以降については、今年の総務省の要項とか、あとは説明会のほうで、民間企業への委託というのは公益性がきちっと確保できるのかという説明がございましたので、これまでは何もご指摘はなかったんですけども、しっかり総務省のほうの国の研修とか、そういったものを受けて、企業への派遣というのが公益性を確保できるかどうかというのはなかなか難しいという理解をこちらでしまして、来年度以降については、委託というやり方はしないという方法にしたいということで、先日も説明はさせていただきましたけれども、ですので、協力隊、集落支援員については町の会計年度任用職員という取扱いで、来年度以降は行っていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○佐藤委員長 最初の質問の2番目だっけか、各委託料、後でということですけども、あれは、その後、返答をもらえるということでもいいんですか。

○松田企画財政課長兼つなぐ課長 すみません、ちょっとお時間いただいて、後ほど……

○佐藤委員長 じゃ、それは後ほどお願いします。

ほかに質問ある方は。

[発言する者なし]

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で一般会計歳入歳出決算についての総括質疑を終結します。

これで、認定第1号 令和6年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑は十分尽くされたというふうに思いますので、審査を終結します。

すみません、ちょっと委員長の采配が間違っていました。おわび申し上げます。

まだ保留事項があつての認定というわけにいかないなので、質問の件に対する回答が出るまで休憩をして、その回答をいただいてから採決をしますので、暫時の間、休憩に入ります。お願いします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時40分

○佐藤委員長 それでは、休憩を閉じ、再開します。

保留になっておりました佐藤耕二委員からの質問に対する答弁を、松田企画財政課長兼つなぐ課長、お願いします。

○松田企画財政課長兼つなぐ課長 佐藤耕二委員のご質問に即答できなくて、申し訳ございませんでした。

集落支援員の委託内容でよろしかったですね、よろしいですか。

それでは、申し上げますが、1つ目に吉太郎デザインに対しては319万4,000円です。月山朝日観光協会379万4,000円、西川町総合開発株式会社に1,177万6,000円、月山観光タクシー968万円、社会福祉協議会に968万9,000円の支払いをしているところです。

以上です。

○佐藤委員長 保留になっていた項目に対しての今、説明がありました。

以上で質疑は終結します。

これで、認定第1号 令和6年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑は十分尽くされたと思いますので、審査を終結します。

それでは、討論を省略し、採決します。

認定第1号 令和6年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○佐藤委員長 全員賛成です。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第2号の質疑・採決

○佐藤委員長 引き続きまして、特別会計、企業会計の審査を行いますが、会計ごと歳入歳出一括しての質疑といたします。

初めに、認定第2号 令和6年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について審査の対象といたします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第2号 令和6年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案

のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○佐藤委員長 全員賛成です。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第3号の質疑・採決

○佐藤委員長 次に、認定第3号 令和6年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査の対象とします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第3号 令和6年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○佐藤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第4号の質疑・採決

○佐藤委員長 次に、認定第4号 令和6年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について審査の対象とします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第4号 令和6年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○佐藤委員長 全員賛成です。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第5号の質疑・採決

○佐藤委員長 次に、認定第5号 令和6年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について審査の対象とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第5号 令和6年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第6号の質疑・採決

○佐藤委員長 次に、認定第6号 令和6年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決いたします。

認定第6号 令和6年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第7号の質疑・採決

○佐藤委員長 次に、認定第7号 令和6年度西川町病院事業会計決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第7号 令和6年度西川町病院事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第8号の質疑・採決

○佐藤委員長 次に、認定第8号 令和6年度西川町水道事業会計決算の認定についてを審査の対象といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第8号 令和6年度西川町水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第9号の質疑・採決

○佐藤委員長 次に、認定第9号 令和6年度西川町公共下水道事業会計決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第9号 令和6年度西川町公共下水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○佐藤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第10号の質疑・採決

○佐藤委員長 次に、認定第10号 令和6年度西川町農業集落排水事業会計決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第10号 令和6年度西川町農業集落排水事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○佐藤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎閉会の宣告

○佐藤委員長 以上で、本委員会に付託されました令和6年度西川町一般会計、特別会計、企業会計決算の認定については、原案のとおり全て認定されました。

なお、委員会審査報告の作成については、委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 異議なしと認めます。

これもちまして決算特別委員会を閉会します。

審査にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。ご苦労さまでした。

閉会 午前11時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

委 員 長